

第 6 期新潟市障がい福祉計画
第 2 期新潟市障がい児福祉計画
(案)

※元号について

本計画中、元号については、わかりやすさと読みやすさを考慮し、「平成」・「令和」を使用しています。元号の変更があった場合は、変更後の元号及び年度に読み替えることとします。

※「障がい」のひらがな表記について

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージから、障がいのある人へ配慮し、原則としてひらがなで表記することとしています。

ただし、法律名や固有名詞などは、漢字で表記しています。

1	計画の概要	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置づけ	1
(3)	計画の期間	1
2	計画の基本理念及び基本的な考え方	2
(1)	計画の基本理念	2
(2)	障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	5
(3)	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	7
(4)	障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	9
3	新潟市における障がいのある人を取り巻く状況	11
(1)	障がい福祉サービス等利用状況	11
(2)	新潟市内におけるサービス基盤整備状況	15
4	令和5年度の成果目標	17
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	17
(2)	福祉施設から一般就労への移行等	18
(3)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	20
(4)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	21
(5)	障がいのある子どもの支援の提供体制の整備	21
(6)	障がいや障がいのある人への理解促進	23
(7)	相談支援体制の充実・強化等	24
(8)	障がい福祉サービス等の質の向上	24
(9)	成果目標を達成するための対応	25

目次

5	各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策	29
(1)	指定障がい福祉サービス	29
(2)	相談支援	33
(3)	障がいのある子どもの支援（児童福祉法）	34
(4)	地域生活支援拠点等	36
(5)	発達障がいのある人等に対する支援	36
(6)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	37
(7)	相談支援体制の充実・強化のための取組	38
(8)	障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	39
(9)	地域生活支援事業	40
(10)	各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表	45
(11)	活動指標（サービス見込み量）の確保のための方策	50
6	計画の達成状況の点検及び評価	50

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

第 6 期新潟市障がい福祉計画及び第 2 期新潟市障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の理念を実現するため、国の示す基本指針に則し、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和 5 年度における各種サービスに関する数値目標及び各年度のサービス提供見込み量を設定し、サービス提供体制の確保や推進のための取組について定めるものです。

また、平成 18 年から継続的に策定してきた第 1 期から第 5 期までの新潟市障がい福祉計画及び平成 29 年から策定した第 1 期新潟市障がい児福祉計画の内容及び実績を踏まえ、新潟市の地域特性を考慮しながら、これまでの取組を更に推進するものとして策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

(3) 計画の期間

第 6 期新潟市障がい福祉計画及び第 2 期新潟市障がい児福祉計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

2 計画の基本理念及び基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の人並びに障がいのある子どもとし、サービスの充実を図るとともに、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

また、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象であることを周知し、障がい福祉サービスが適切に活用されるよう、必要な情報提供を行います。

③ 地域生活移行、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所施設から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO法人やボランティア団体が行うサービスなどの地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する障がいのある人が重度化・高齢化しても、地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備します。

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点

の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、障がいのある人の重度化や高齢化等を見据えて、これらの機能を更に強化します。

また、相談支援を中心として、障がいのある人の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

さらに、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい福祉、介護、医療、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの実態等を踏まえながら、次に掲げる支援を一体的に実施する包括的な支援体制の構築に努めます。

- ア：地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- イ：アの相談支援と一体的に行う、就労支援、居宅支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ウ：ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネーター機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもの支援を行うにあたっては、一人ひとりの子どもの「最善の利益」を第一に考えながら、健やかな育成を支援することが必要であるため、本人及びその家族に対し、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

また、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）

を推進します。

加えて、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある子ども（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する子どもに対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

⑥ 障がい福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくためには、提供体制の確保と併せて人材を確保していく必要があるため、専門性を高めるための研修の実施や多職種間・事業所間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に努めます。

⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の多様なニーズを踏まえて、障がいのある人の地域における社会参加を促進します。

特に、障がいのある人が文化芸術を享受し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じ、自らの個性や能力の発揮とともに、社会参加の促進を図ります。また、視覚に障がいのある人など、活字による読書が困難な人が読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の実現のため、読書環境の整備を計画的に推進します。

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護など）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

② 日中活動系サービスの保障

障がいのある人が希望する日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター、日中一時支援などのサービス提供の場）を保障します。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

施設入所者等が地域生活へ移行する際に地域における居住の場となるようなグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援や地域定着支援等の推進により、地域生活への移行を進めます。

さらに、重度者支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を行うとともに、障がいのある人が継続して地域生活が送れるよう、重度化や高齢化等を見据えた地域生活支援拠点等の整備を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等のサービス充実を図るとともに、本市独自に設置している新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」による伴走型就労支援を更に推進し、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及び職場定着を進めます。

⑤ 強度行動障がいのある人や高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実

障がい福祉サービス等における行動障がいの改善に向けた適切な支援や、高次脳機能障がいのある人に対する相談支援の充実のために、専門医療機関等との連携や研修プログラムの充実による人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

⑥ 依存症対策の推進

アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策については、様々な関係機関の支援者と連携し、市民が依存症という病気について身近に捉え、正しい知識を習得できるよう周知啓発を行います。

また、依存症である人の回復と再発予防を目的として、治療・回復プログラムを実施します。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 相談支援体制の構築

障がいのある人や障がいのある子ども及びその家族が、地域において自立し、安心して生活を営んでいくためには、相談支援体制の充実が不可欠であることを踏まえ、障がい福祉サービスの利用にあたって適切にサービス等利用計画などが作成され、定期的なモニタリングと必要に応じたサービス等利用計画などの見直しが行われるよう、相談支援事業所及びその従事者の確保・育成に努めます。

これらの取組を効果的に進めるため、市内4カ所に設置している新潟市障がい者基幹相談支援センターを有効に活用していきます。

また、身体障がい又は知的障がいのある人やその家族等に対する身近な地域での相談支援のため、身体障がい者・知的障がい者相談員の各区及び全区担当の配置を継続します。

相談支援体制に関しては、重層的な仕組みが構築されてきていますが、改めてそれぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の充実に伴い、入所施設から地域生活への移行に向けた支援ニーズが顕在化した場合は、地域移行支援と併せて、地域での生活が定着するよう自立生活援助や地域定着支援に係るサービスなど、必要なサービスの確保に努めます。

③ 発達障がいのある人に対する支援

発達障がいのある人やその家族等が必要な支援を受けられるよう、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」を中心に、保健、医療などの関係機関との連携を図り、総合的な支援体制の充実に努めます。

また、新潟市発達障がい児者支援地域協議会を開催し、発達障がいのある人の支援に関する情報共有、研修、啓発などを行い、関係機関の支援力向上を図ります。

④ 障がい者地域自立支援協議会の役割

相談支援事業者や関係機関等で構成する「新潟市障がい者地域自立支援協議会」は、支援機関等によるネットワークの構築を図り、支援に特に検討を要する事例への調整や改善などを行うとともに、その過程で明らかになった地域でのサービス提供のあり方などの課題整理を行い、地域生活支援拠点等の整備検討、障がい福祉サービスを担う社会資源の開発や改善、さらには、施策提案や専門的助言などの役割が期待されています。

(4) 障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 地域支援体制の構築

障がいのある子ども及びその家族の支援については、新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、障がいの多様化に対応する専門的機能の確保を図るとともに、同センターが地域における中核的な支援施設としての役割を担い、地域の各事業所と連携し重層的な障がい児支援の体制整備を図ります。

また、障がいのある子どもに対し、質の高い専門的な発達支援を行うため、支援の質の向上と支援内容の適正化に取り組みます。

② 保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がいのある子どもを適切に支援するため、乳幼児健診などの機会の活用や療育教室の実施などにより、障がいの早期の気づきに努め、障がいの疑いがあると判断された際には療育や相談支援サービスへと結び付けます。

また、「発達支援コーディネーター」を養成して保育所等へ配置するとともに、新潟市立児童発達支援センター「こころん」による巡回支援を行い、教育・保育施設等での支援力の向上を図るほか、必要に応じて、保育所等訪問支援事業や児童発達支援事業所等の利用につなげ、切れ目のない支援体制の充実に努めます。

学齢期の子どもの支援については、特別支援教育サポートセンターと各区に配置した地区コーディネーター（発達障がい通級指導教室担当者）による特別支援教育サポートネットワークが各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、学校訪問をして具体的な支援方法について考え、保護者との合意形成を図ります。

さらに、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれるよう、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等の情報を各学校に提供し、関係機関の連携促進を図ります。

③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援を提供する事業所の確保に努め、新潟市立児童発達支援センター「こころん」などを中心に、障がいのある子どもの様々な育ちの場を通じた地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

④ 特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、社会福祉施設整備補助等を通じて受入れ先の確保を図ります。

また、医療的ケア児に対する支援体制を構築するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各関係機関が協働し、相談支援体制の充実に努めます。

強度行動障がいなど発達障がいのある子どもに対する支援体制を充実させるため、人材育成等を通じて事業所を支援します。

虐待を受けた障がいのある子どもについては、本人の状況等に応じたきめ細かな支援が行えるよう、障がい児通所支援事業所等の支援力向上を図ります。

⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がいのある子ども本人やその家族に対し継続的な相談業務を行い、適切な支援につなげていく上で重要な役割を担っているため、相談支援事業所及びその従事者を確保するとともに、質の向上にも努めていきます。

また、基幹相談支援センターに配置している障がい児支援コーディネーター、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」、新潟市立児童発達支援センター「こころん」などで、障がいのある子ども及びその家族を支援します。

3 新潟市における障がいのある人を取り巻く状況

(1) 障がい福祉サービス等利用状況（R2年度数値は見込み）

訪問系サービス	単位	H30年度	R1年度	R2年度
居宅介護	時間分（月）	23,952	25,251	24,768
	人分（月）	1,037	1,034	1,032
重度訪問介護	時間分（月）	14,559	15,303	16,524
	人分（月）	26	27	28
同行援護	時間分（月）	3,688	2,880	3,841
	人分（月）	200	191	199
行動援護	時間分（月）	573	296	566
	人分（月）	51	36	48
重度障がい者等包括支援	時間分（月）	0	0	0
	人分（月）	0	0	0

日中活動系サービス	単位	H30年度	R1年度	R2年度
生活介護	人日分（月）	27,555	28,549	29,880
	人分（月）	1,449	1,453	1,494
自立訓練（機能訓練）	人日分（月）	209	196	196
	人分（月）	14	11	11
自立訓練（生活訓練）	人日分（月）	1,345	1,470	1470
	人分（月）	80	82	82
就労移行支援	人日分（月）	3,271	4,015	5,698
	人分（月）	197	228	259
就労継続支援A型	人日分（月）	5,538	5,711	6,248
	人分（月）	263	274	284
就労継続支援B型	人日分（月）	32,807	35,778	43,978
	人分（月）	1,890	1,962	1,999
就労定着支援	人分（月）	51	83	89
療養介護	人分（月）	111	113	114
短期入所（福祉型、医療型）	人日分（月）	2,508	2,521	2,539
	人分（月）	463	430	442

3 新潟市における障がいのある人を取り巻く状況

居住系サービス	単位	H30年度	R1年度	R2年度
自立生活援助	人分(月)	3	3	3
共同生活援助	人分(月)	468	517	548
施設入所支援	人分(月)	621	610	623

相談支援	単位	H30年度	R1年度	R2年度
計画相談支援	人分(月)	1,274	1,547	1,846
地域移行支援	人分(月)	1	0	1
地域定着支援	人分(月)	8	21	7

障がい児支援	単位	H30年度	R1年度	R2年度
児童発達支援	人日分(月)	3,951	4,192	4,568
	人分(月)	486	531	571
児童発達支援センター(福祉型)	箇所	1	1	1
医療型児童発達支援	人日分(月)	128	59	128
	人分(月)	22	16	22
児童発達支援センター(医療型)	箇所	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分(月)	11,110	11,351	12,652
	人分(月)	845	885	925
保育所等訪問支援	人日分(月)	0	11	23
	人分(月)	0	10	15
居宅訪問型児童発達支援	人日分(月)	0	0	0
	人分(月)	0	0	0
障がい児入所支援(福祉型)	人分(月)	26	26	26
障がい児入所支援(医療型)	人分(月)	10	11	11
障がい児相談支援	人分(月)	396	488	587
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	2	2

※「時間分(月)」＝月間のサービス提供時間数

※「人日分(月)」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」

※「人分(月)」＝月間のサービス利用者数

(同一人が複数回利用する場合は、それぞれを1人分として計算)

地域生活支援事業	単位	H30年度	R1年度	R2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人分(年)	57	84	102
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣延人数	1,998	1,818	968
手話通訳者設置事業	人	11	11	11
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件(年)	65	53	59
自立生活支援用具	件(年)	176	165	162
在宅療養等支援用具	件(年)	194	193	194
情報・意思疎通支援用具	件(年)	369	335	357
排泄管理支援用具	件(年)	14,046	14,053	14,067
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件(年)	21	25	21
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	98	117	112
移動支援事業	人分(年)	1,243	1,257	1,257
	延時間(年)	117,499	115,314	115,314
地域活動支援センター				
自市分	箇所	36	34	29
	人分(年)	1,329	1,284	1,239
他市町村分	箇所	2	2	2
	人分(年)	31	33	33
発達障がい者支援センター運営事業	箇所	1	1	1
	人分(年)	1,365	1,271	1,335
障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	4
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業				
手話通訳者養成研修事業	登録者数	47	52	59
要約筆記者養成研修事業	登録者数	28	31	31
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数	52	59	62
盲ろう者向け通訳・助員派遣事業	派遣延人数	969	1,039	1,075

地域生活支援事業	単位	H30年度	R1年度	R2年度
精神障がい者地域生活支援広域調整等事業				
地域生活支援広域調整会議等事業	回 (年)	1	1	2
地域移行・地域生活支援事業	ピアサポート従事者数	14	15	15
発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業	回 (年)	2	2	2
その他事業				
日中一時支援事業	日分(年)	22,915	28,794	28,794
訪問入浴サービス事業	人分(年)	48	47	46
障がい者ITサポートセンター	箇所	1	1	1

※地域生活支援事業は年間の見込み量

(2) 新潟市内におけるサービス基盤整備状況（令和2年4月1日現在）

① 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）

居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重 度障がい者等包括支援	区	箇所	区	箇所
	北区	7	秋葉区	11
	東区	25	南区	5
	中央区	38	西区	29
	江南区	4	西蒲区	7

※事業所所在地区別箇所数。サービス提供地域を複数区としている事業所も多数あります。

② 日中活動系サービス

	生活介護		就労移行支援		就労継続支援 A型		就労継続支援 B型		地域活動 支援センター	
	箇所	定員 (人)	箇所	定員 (人)	箇所	定員 (人)	箇所	定員 (人)	箇所	定員 (人)
北区	9	196	3	32	1	20	8	159	-	-
東区	9	148	3	26	3	45	17	363	4	65
中央区	5	130	9	143	7	140	10	259	10	184
江南区	7	111	3	32	4	58	11	264	3	45
秋葉区	4	116	2	26	0	0	8	215	2	40
南区	1	26	1	6	1	20	5	102	-	-
西区	11	401	2	12	4	66	16	348	7	130
西蒲区	4	84	2	12	0	0	4	100	3	50
合計	50	1,212	25	289	20	349	79	1,810	29	514

③ 居住系（施設系）サービス

	箇所数	定員(人)
施設入所支援	10	480

④ グループホーム

	箇所	定員（人）
北区	12	68
東区	13	76
中央区	10	65
江南区	4	22
秋葉区	15	92
南区	12	65
西区	29	170
西蒲区	4	15
合計	99	573

⑤ 移動支援

区	箇所	区	箇所
北区	5	秋葉区	5
東区	21	南区	5
中央区	22	西区	18
江南区	4	西蒲区	4

※事業所所在地別箇所数。サービス提供地域を複数区としている事業所も多数あります。

⑥ 相談支援体制

	相談支援事業 基幹相談支援センター 一事業	地域活動支援センターⅢ型（機能強化型） （箇所）	身体障がい者・知的障がい者相談員（人）
北区	基幹相談支援センター （市内4箇所） で実施	0	7
東区		2	7
中央区		7	16
江南区		2	6
秋葉区		1	6
南区		0	6
西区		4	12
西蒲区		1	6
合計		17	66

4 令和5年度の成果目標

本計画の成果目標として、国の基本指針等に基づき、令和5年度における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
【指標】 地域生活移行者数	【目標値】 27人	令和3年度から令和5年度までの 地域生活移行者数の目標
【参考】 基準となる施設入所者数	610人	令和元年度末の施設入所者数

【考え方】

令和元年度末の施設入所者610人の内6%にあたる36人（1年あたり9人）が地域生活へ移行することを見込みました。

令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする本計画においては、上記見込みのうち3年分にあたる27人が令和5年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

また、施設入所者数については、令和元年度末で入所待機者が158人いることから、削減目標を設定せず、入所待機者の解消に取り組んでいくこととします。

(参考：施設入所者数の推移)

	第4期実績			第5期実績		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度※
入所者数	621人	623人	615人	621人	610人	623人

※R2年度は見込み

(参考：施設入所待機者数の推移)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
待機者数		149人	140人	143人	149人	158人
(内訳)	身体	47人	47人	49人	45人	42人
	知的	102人	93人	94人	104人	116人

(2) 福祉施設から一般就労への移行等**① 福祉施設から一般就労への移行**

項目	数値	備考
【指標】 令和5年度の一般就労移行者数	【目標値】 160人	第5期計画の目標値154人を1.04倍した人数
【参考】 第5期計画の目標値	154人	第5期計画において設定した福祉施設から一般就労への移行の目標値

【考え方】

令和3年3月1日から企業の法定雇用率が2.2%から2.3%に見直されることを踏まえ、第5期計画の目標値（154人）の1.04倍として160人以上が、福祉施設から一般就労へ移行することを目標とします。

(参考：一般就労移行者数の推移)

	第4期計画			第5期計画		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度※
目標	123人			154人		
実績	116人	140人	130人	148人	144人	151人

※R2年度は見込み

② 就労移行支援事業から一般就労への移行

項目	数値	備考
【指標】 令和5年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	【目標値】 99人	福祉施設から一般就労への移行の目標値を令和元年度の実績のうち就労移行支援事業利用者の占める割合で乗じた数

【考え方】

福祉施設から一般就労への移行の目標値（160人）を、令和元年度の福祉施設から一般就労への移行実績（144人）のうち、就労移行支援事業を利用した者（89人）が占める割合（0.62）で乗じた数（99人）を目標とします。

③ 就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行

項目	数値	備考
【指標】 令和5年度の就労継続支援 A 型事業からの一般就労移行者数	【目標値】 22 人	福祉施設から一般就労への移行の目標値を令和元年度の実績のうち就労継続支援 A 型事業利用者の占める割合で乗じた数

【考え方】

福祉施設から一般就労への移行の目標値（160 人）を、令和元年度の福祉施設から一般就労への移行実績（144 人）のうち、就労継続支援 A 型事業を利用した者（19 人）の占める割合（0.14）で乗じた数（22 人）を目標とします。

④ 就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行

項目	数値	備考
【指標】 令和5年度の就労継続支援 B 型事業からの一般就労移行者数	【目標値】 24 人	福祉施設から一般就労への移行の目標値を令和元年度の実績のうち就労継続支援 B 型事業利用者の占める割合で乗じた数

【考え方】

福祉施設から一般就労への移行の目標値（160 人）を、令和元年度の福祉施設から一般就労への移行実績（144 人）のうち、就労継続支援 B 型事業を利用した者（21 人）の占める割合（0.15）で乗じた数（24 人）を目標とします。

⑤ 一般就労移行者の就労定着支援利用率

項目	数値	備考
【指標】 令和5年度の一般就労移行者の就労定着支援利用率	【目標値】 70%	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合

【考え方】

令和5年度の年間一般就労者数のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

⑥ 就労定着支援利用による就労定着率

項目	数値	備考
【指標】 令和5年度の就労定着の達成事業所の割合	【目標値】 70%	令和5年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合

【考え方】

過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合が、8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神病床における早期退院率

項目	数値	備考
【指標】 令和5年度の精神病床における早期退院率	【目標値】 3か月時点 69%以上 6か月時点 86%以上 1年時点 92%以上	令和5年度における精神病床入院者の退院率の割合

【考え方】

令和5年度における精神病床入院者の退院率が、3か月時点で69%以上、6か月時点で86%以上、1年時点で92%以上となることを目指します。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、目標達成に取り組みます。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取組の推進

項目	目標
【指標】 「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」の開催	年2回
【指標】 当事者団体等との共同事業の開催・実施	年2事業

【考え方】

令和2年度に拡充設置した、当事者、家族、保健・医療・福祉の関係者による協議の場である「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。

(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標
【指標】 令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の有無	有
【指標】 地域生活支援拠点等の年1回以上の検証及び検討の実施の有無	有

【考え方】

平成30年度に整備を行った地域生活支援拠点等について、引き続き、地域の実情を踏まえた機能の充実を図ります。また、障がい者地域自立支援協議会において年1回以上、運用状況の検証及び検討を行います。

本市ではすでに地域生活支援拠点等を整備していますが、令和5年度末までに、地域生活支援拠点等に求められている5つの機能（緊急時の相談を行う機能、緊急時の受入れ・対応を行う機能、体験の機会・場を提供する機能、専門的な対応の体制・人材の養成を行う機能、地域の体制づくり等を行う機能）を全て整備している状態を目指します。

(5) 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備**① 児童発達支援センターの設置数**

項目	目標
【指標】 令和5年度末時点の児童発達支援センターの有無	有

【考え方】

令和5年度末までに、児童発達支援センターが少なくとも1カ所以上ある状態を目指します。

本市ではすでに2カ所設置されていますが、新潟市立児童発達支援センター「こころん」について、中核的な支援施設としての役割をより明確にし、身近な地域での支援体制の強化を目指していきます。

② 保育所等訪問支援の利用体制

項目	目標
【指標】 令和5年度末時点の保育所等訪問支援の有無	有

【考え方】

令和5年度末時点までに、保育所等訪問支援のサービスを提供する事業所が少なくとも1カ所以上ある状態を目指します。

本市ではすでに2つの事業所で提供されていますが、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、学校をはじめとする訪問先の理解の促進と訪問支援体制の充実、支援件数の増加を目指します。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保

項目	目標
【指標】 令和5年度末時点における主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの有無	有

【考え方】

令和5年度末時点において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が少なくとも1カ所以上ある状態を目指します。

令和元年度末時点で、すでに目標を達成していますが、利用者のニーズを把握しながら、必要に応じた定員数の増を目指していきます。

④ 医療的ケア児に対する支援

項目	目標
【指標】 令和5年度末時点における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の有無	有
【指標】 令和5年度末時点における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無	有

【考え方】

医療的ケア児への適切な支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を継続し、医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充を目指します。

⑤ 教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率

項目	目標
【指標】 令和5年度末時点の教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率	増加させる

【考え方】

障がいのある子どもが安心して教育・保育施設等を利用できるよう、教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率を、令和元年度の79.7%から令和5年度末に向けて増加させます。

(6) 障がいや障がいのある人への理解促進

① 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発

項目	数値	備考
【指標】 令和5年度の条例認知度	【目標値】 35.0%	令和5年度に一般の市民を対象としたアンケートを実施し、条例認知度を調査
【参考】 令和元年度の条例認知度	31.4%	令和元年度に一般の市民を対象としたアンケートを実施し、条例認知度を調査

【考え方】

平成28年4月、障がい者差別を解消し誰もが安心して暮らすことができる共生社会実現に向けて施行した「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の普及・啓発を図り、令和2年度の認知度を20%以上とすることを目指してまいりました。

平成30年度時点で、認知度は28.4%となり目標を達成しました。今後もより一層の周知・啓発に努めていきます。

② 学校等を通して新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発

項目	目標
【指標】 学校等への条例周知回数	【目標値】 年間16回以上

【考え方】

小中学校等において、障がいのある人とない人の交流の機会を創出し、若年層の条例の周知・啓発を進めます。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標
【指標】 令和5年度末時点における総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有
【指標】 令和5年度末時点における地域の相談支援体制を充実・強化する体制の有無	有

【考え方】

基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業者等からの相談等に対し、専門的な立場から、指導・助言を行います。

(8) 障がい福祉サービス等の質の向上

項目	目標
【指標】 令和5年度末時点における障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の有無	有

【考え方】

適正な運営を行っている事業所を確保し、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくためには、関係法令等に対する深い理解によって現状を把握検証し、事業所を適切に指導できる職員が必要です。都道府県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ本市の職員を参加させる等の取組を実施できる体制を構築し、サービスの質の向上に努めます。

(9) 成果目標を達成するための対応

①福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する対応

- 施設入所者が地域生活へ移行する際に居住の場となるグループホーム等の整備を促進するなど、地域生活を送る上での受け皿づくりに努めます。
- 特別支援学校卒業生の進路の把握に努めながら、不足する施設整備を促進するとともに、地域で障がいのある人が安心して過ごせるよう、日中の活動場所となる日中活動系サービスの質の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターや新潟市障がい者夜間休日相談支援事業により、日常生活の困りごとから、専門的な対応を必要とする相談まで、多様な相談支援の充実に努めます。
- 地域生活への移行に向けた相談や、地域で利用する福祉サービスの調整を行うなど、円滑な移行を支えるコーディネート機能の充実に努めます。
- グループホーム等での生活を体験することで、地域での自立生活を促す意識づくりを支援します。
- 地域社会における障がいのある人への理解不足などにより、グループホーム等の居住の場の確保を困難にしている場合もあることから、障がいや障がいのある人に対する正しい理解の促進に努めます。

②福祉施設から一般就労への移行等に関する対応

- 新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」において就職を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した伴走型支援を実施します。
- 関係機関と連携体制を構築し、障がい特性に応じた職業訓練を行うとともに、就労移行支援等施設職員を対象とした支援スキル向上のための研修の充実を図り、障がいのある人の職業能力・社会適応能力の向上に取り組みます。
- 就労定着支援事業を行う事業所の確保に努め、障がいのある人が安心して長く働き続けることができる支援体制を構築します。
- 関係機関と円滑な連携体制を構築し、企業に対し、障がいのある人の就労能力や合理的配慮について、正しい理解の促進を図ります。また、障がいのある人の雇用に取り組む企業をPRすることで、障がいのある人の就労機会の拡大につなげます。
- 障がいのある人を多数雇用している企業に対し、優先的に市が発注を行うことで、障がいのある人の安定した雇用につなげます。また、生産活動を行う福祉施設などへ市の業務を委託し、工賃の引き上げを図ります。

③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する対応

- 当事者、家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場である「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」を開催し、地域の課題を共有し、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。
- 精神科病院、障がい福祉サービス事業所、行政機関等の支援機関のネットワークを強化するとともに、人材育成のための研修会を開催し関係機関の支援技術の底上げを図ります。
- 精神科病院に入院中の精神障がいのある人が、退院後、安心して地域生活を送るために、受け皿となる住居や活動の場などの物質的資源の充実だけでなく、公助・共助による人的支援の充実や、差別や偏見のない地域づくりに努めます。

④地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する対応

- 地域生活支援拠点等事業については、障がい者夜間休日相談支援事業や基幹相談支援センターの機能を活用することで、地域で生活する障がいのある人とその家族への相談支援体制の充実及び緊急時の受入れ・対応を継続して実施し、安心して暮らせる地域環境の整備を行います。
- 今後の整備については、障がいのある人の重度化や高齢化等を見据え、各地域の実情や課題に応じて、どのような機能をどのように整備していくかについて、障がい者地域自立支援協議会等を活用した検討を行い、各機能の強化・充実を目指します。

⑤障がいのある子どもの支援の提供体制の整備に関する対応

- 発達支援コーディネーターの支援力向上のために、新潟市立児童発達支援センター「こころん」では、各区で開催される発達支援コーディネーター勉強会にオブザーバーとして参加するほか、研修会を主催して支援力の強化を図ります。さらに、巡回支援専門員が保育所等と連携しながら、障がいの疑いがある段階から支援を行うことで、身近な地域での発達相談と保護者支援の体制を強化していきます。
- 保育所や幼稚園、小学校等子どもたちが集団生活を営む様々な育ちの場で、障がいのある子どもに、より質の高い専門的支援を提供するために、新潟市立児童発達支援センター「こころん」等による保育所等訪問支援事業の提供体制を強化していきます。
- 市内4カ所に設置している基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、様々な相談に対応しながら、障がいのある子ども及びその家族

を支援します。

- 新潟市発達障がい支援センター「JOIN」を中心に、関係機関と連携し、発達障がい児者支援地域協議会を開催し、情報共有、研修、啓発などを行うことにより、関係機関の支援力向上を図ります。
- 学齢期の子どもの支援については、特別支援教育サポートセンターと各区に配置した地区コーディネーター（発達障がい通級指導教室担当者）による特別支援教育サポートネットワークが各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、学校訪問をして具体的な支援方法について考え、保護者との合意形成を図ります。
- 医療的ケア児への適切な支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

⑥障がいや障がいのある人への理解促進に関する対応

- 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例に関する普及・啓発を図るため、条例推進会議等での検討に基づく各種啓発事業を実施し、障がいや障がいのある人への理解促進に努めます。
- 啓発事業の実施にあたっては、教育・文化・スポーツ・地域・農業・企業など、他分野と広く連携した取組を進めていきます。
- 研修会の開催などにより条例の周知を進めるとともに、障がいのある人とない人の交流機会を拡大・創出し、障がいや障がいのある人への理解促進を図ります。
- 発達障がい児者支援地域協議会を開催し、見た目では分かりにくい発達障がいへの理解を深めるために必要な取組を検討し、学校等へ情報提供します。
- 理解促進に向けた取組は、日頃、障がいのある人と接することの少ない人だけでなく、障がいのある人や福祉関係者なども含め、市民全般に向けて進めていきます。

⑦相談支援体制の充実・強化等に関する対応

- 相談支援体制に関する重層的な体制について、障がい者地域自立支援協議会及び基幹相談支援センターにおいて検証・評価を行い、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。

⑧障がい福祉サービス等の質の向上に関する対応

- 障がいのある人等の意向に基づく地域生活を実現させるため、本市職員が各種研修に参加し、障がいのある人等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できるよう資質向上を図ります。
- 関係法令を遵守した適切なサービスが提供されるよう、実地指導や集団指導を通じて、障がい福祉サービス事業所等の資質向上を図ります。
- 感染症や災害等の発生時にも円滑なサービス提供を確保するため、事業所への必要な情報提供を行い、事業所間の連携の強化を図ります。
- 強度行動障がい等、多様な障がいの特性に配慮した支援が提供されるよう、従事者の支援力向上を図るための研修を実施します。また、研修修了者のフォローアップを実施し、事業所全体の支援力の向上を目指します。
- 障がいのある人が、それぞれのニーズに応じた良質なサービスを選択できるように、障がい福祉サービス等情報公表制度について、利用者や相談支援専門員への普及啓発を図ります。
- 従事者の処遇改善や職場環境の改善、利用者等からの苦情解決の仕組みの適切な運用等、事業所が行うサービスの質の向上を図る取組を支援します。

5 各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策

【本項目の各指標における単位について】

- ・「時間分（月）」＝月間のサービス提供時間数
- ・「人日分（月）」＝「月間の利用人数」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」
- ・「人分（月）」＝月間のサービス利用者数
(同一人が複数回利用する場合は、それぞれを1人分として計算)

(1) 指定障がい福祉サービス

ア：訪問系サービス

障がいのある人の増加とともに、訪問系サービスの利用は増加傾向にあります。

① 居宅介護（介護給付）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事の援助などを行います。

サービス種別	単位	3年度	4年度	5年度
居宅介護	時間分（月）	24,768	24,768	24,768
	人分（月）	1,032	1,032	1,032

② 重度訪問介護（介護給付）

重度の肢体不自由や重度の知的障がい、重度の精神障がいがある人で、常時の介護や見守り支援を必要とする人を対象に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

サービス種別	単位	3年度	4年度	5年度
重度訪問介護	時間分（月）	16,996	17,468	17,940
	人分（月）	36	37	38

③ 同行援護（介護給付）

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人に対し、外出時において、その障がいのある人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援などを行います。

サービス種別	単位	3年度	4年度	5年度
同行援護	時間分（月）	3,841	3,841	3,841
	人分（月）	199	199	199

④ 行動援護（介護給付）

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護などを行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
行 動 援 護	時間分（月）	566	566	566
	人 分（月）	48	48	48

⑤ 重度障がい者等包括支援（介護給付）

介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
重 度 障 が い 者 等 包 括 支 援	時間分（月）	372	372	372
	人 分（月）	1	1	1

イ：日中活動系サービス

利用者の特性に応じたサービス提供体制整備の支援を行います。

① 生活介護（介護給付）

常に介護を必要とする人に、日中の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
生 活 介 護	人日分（月）	30,700	31,520	32,340
	人 分（月）	1,535	1,576	1,617

② 自立訓練〔機能訓練〕（訓練等給付）

身体障がいのある人に対し、地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、身体機能の向上のための訓練を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
自 立 訓 練 （ 機 能 訓 練 ）	人日分（月）	196	196	196
	人 分（月）	11	11	11

③ 自立訓練〔生活訓練〕（訓練等給付）

知的障がいや精神障がいのある人に対し、地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、生活能力向上のための訓練を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
自 立 訓 練 （ 生 活 訓 練 ）	人日分（月）	1,470	1,470	1,470
	人 分（月）	82	82	82

④ 就労移行支援（訓練等給付）

一般企業等での就労を希望する人に対し、一定期間の支援計画に基づいて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、適性に応じた職場の開拓や就労後の職場への定着のために必要な支援を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
就 労 移 行 支 援	人日分（月）	6,468	7,348	8,360
	人 分（月）	294	334	380

⑤ 就労継続支援 A 型（訓練等給付）

通常の事業所での雇用が困難な人に対し、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、一般就労に向け知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
就 労 継 続 支 援 A 型	人日分（月）	6,468	6,710	6,952
	人 分（月）	294	305	316

⑥ 就労継続支援 B 型（訓練等給付）

通常の事業所での雇用が困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、一般就労に向け知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
就 労 継 続 支 援 B 型	人日分（月）	44,352	44,528	44,616
	人 分（月）	2,016	2,024	2,028

⑦ 就労定着支援（訓練等給付）

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就労に伴い生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や家族、関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
就 労 定 着 支 援	人 分（月）	95	101	107

⑧ 療養介護（介護給付）

常に医療と介護を必要とする人に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
療 養 介 護	人 分（月）	115	116	117

⑨ 短期入所（介護給付）

自宅で介護する人が病気などの理由で、施設等への短期間の入所を必要とする人に、短期入所事業所での入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
短 期 入 所 (福祉型・医療型)	人日分(月)	2,588	2,662	2,736
	人 分(月)	454	467	480

ウ：居住系サービス

施設・病院からの地域移行の受け皿となる共同生活援助（グループホーム）等については、更に整備を進めていく必要があります。併せて、施設入所支援についても必要なサービスの確保に努めます。

① 自立生活援助（訓練等給付）

障がい者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしへの移行を希望する人に対して、定期的な居宅訪問や随時の対応により、自立した地域生活に向けた相談援助を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
自 立 生 活 援 助	人 分(月)	3	3	3

② 共同生活援助〔グループホーム〕（訓練等給付）

地域で共同生活を行う住居で、夜間や休日における日常生活上の援助及び相談を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
共 同 生 活 援 助	人 分(月)	579	610	641

③ 施設入所支援（介護給付）

入所施設で夜間等における入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
施 設 入 所 支 援	人 分(月)	623	623	635

(2) 相談支援

① 計画相談支援（サービス等利用計画作成）

障がい福祉サービス等を利用する全ての障がいのある人に対し、障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援するため、サービス等利用計画作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人 分(月)	1,917	1,989	2,060

② 地域相談支援（地域移行支援）

障がい者支援施設や児童福祉施設、矯正施設等に入所又は精神科病院に入院している障がいのある人に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための計画作成や活動に関する相談、また、障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
地域移行支援	人 分(月)	1	1	1

③ 地域相談支援（地域定着支援）

施設や病院からの退所・退院や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、また、地域生活が不安定な人などに対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態に対しては速やかに駆けつけられる体制を確保し支援します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
地域定着支援	人 分(月)	7	7	7

(3) 障がいのある子どもの支援（児童福祉法）

障がいのある子どもを支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障がい児通所支援及び障がい児入所支援等の整備に努めます。

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人日分（月）	4,888	5,208	5,528
	人 分（月）	611	651	691
児童発達支援センター （ 福 祉 型 ）	箇 所	1	1	1

② 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
医療型児童発達支援	人日分（月）	128	128	128
	人 分（月）	22	22	22
児童発達支援センター （ 医 療 型 ）	箇 所	1	1	1

③ 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	人日分（月）	13,988	14,950	15,977
	人 分（月）	1,076	1,150	1,229

④ 保育所等訪問支援

子どもが集団生活を営む様々な施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
保育所等訪問支援	人日分（月）	30	38	45
	人 分（月）	20	25	30

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。なお、当サービスについては対象者及び対応可能な事業所が計画策定時は不明であったため、見込量は未定としています。継続的な検討及び見込量の設定を今後実施する予定です。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
居 宅 訪 問 型	人日分(月)	—	—	—
児 童 発 達 支 援	人 分(月)	—	—	—

⑥ 障がい児入所施設（福祉型、医療型）

障がいのある児童へ入所により福祉サービスを提供します。また、治療が必要な児童に対して医療を提供します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
障がい児入所支援 (福 祉 型)	人 分(月)	26	26	26
障がい児入所支援 (医 療 型)	人 分(月)	11	11	11

⑦ 障がい児相談支援

障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する際に障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
障がい児相談支援	人 分(月)	657	721	785

⑧ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する各種支援の調整を行うコーディネーターを基幹相談支援センター等に配置します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	人	3	4	4

(4) 地域生活支援拠点等

緊急時の相談を行う機能、緊急時の受入れ・対応を行う機能、体験の機会・場を提供する機能、専門的な対応の体制・人材の育成を行う機能、地域の体制づくり等を行う機能の5つの機能の強化を図り、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制を整備します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
地域生活支援拠点等	箇 所	12	13	14
	検証及び検討の実施回数(年)	10	10	10

(5) 発達障がいのある人等に対する支援

自閉症などの発達障がいのある人やその家族の日常生活での相談に応じ、必要な情報提供や助言、支援を行います。

① 発達障がい者支援地域協議会の開催

発達障がい児者の支援について、各ライフステージにおける現状の把握や情報共有を行い、地域の実情に応じた支援体制の充実を図るため、関係者会議を開催します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
発達障がい者支援地域協議会	回(年)	2	2	2

② 発達障がい者支援センターによる相談支援

発達障がいのある人の支援拠点として、発達障がいのある人やその家族に対する支援を総合的に行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
発達障がい者支援センター	箇 所	1	1	1
	人 分(年)	1,300	1,300	1,300

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制を構築します。

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	回（年）	2	2	2

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の意見を踏まえながら協議を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議場への関係者の参加	人（年）	16	16	16

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

協議の場における目標設定及び評価を実施します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価	回（年）	2	2	2

④ 精神障がい者の地域移行支援

障がい者支援施設や児童福祉施設、矯正施設等に入所又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための計画作成や活動に関する相談、また、障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
精神障がい者の地域移行支援	人（年）	1	1	1

⑤ 精神障がい者の地域定着支援

施設や病院からの退所・退院や、家族との同居から一人暮らしに移行した精神障がい者、また、地域生活が不安定な精神障がい者などに対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態に対しては速やかに駆けつけられる体制を確保し支援します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
精神障がい者の地域定着支援	人（年）	4	4	4

⑥ 精神障がい者の共同生活援助

地域で共同生活を行う住居で、夜間や休日における日常生活上の援助及び相談を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
精神障がい者の共同生活援助	人（年）	163	172	181

⑦ 精神障がい者の自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしへの移行を希望する人に対して、定期的な居宅訪問や随時の対応により、自立した地域生活に向けた相談援助を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
精神障がい者の自立生活援助	人（年）	2	2	2

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた取組を行います。

① 総合的・専門的な支援

障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を基幹相談支援センターで行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
総合的・専門的な支援	実施の有無	有	有	有

② 地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業者等からの相談等に対し、専門的な立場から、指導・助言を行います。また、各センターが中心となり、障がい者地域自立支援協議会等を活用し、地域の相談機関との連携強化を図ります。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言	件（年）	240	240	240
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件（年）	20	20	20
地域の相談機関との連携強化の取組	回（年）	16	16	16

(8) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

障害者総合支援法の具体的な内容等を理解するため、都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等へ本市職員が参加し、障がい福祉サービス等の質の向上に取り組みます。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数	人（年）	15	15	15

(9) 地域生活支援事業

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、多様な事業を実施するとともに、その充実を図っています。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
理解促進研修 ・ 啓 発 事 業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

障がいのある人や介護者の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
障がい者相談 支 援 事 業	箇 所	4	4	4
	基幹相談支援 センター設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機 能 強 化 事 業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

障がいのある人や介護者の相談に応じ、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
成年後見制度 利 用 支 援 事 業	人 分 (年)	120	138	156

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能に障がいのある人に対し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、区役所等に手話通訳者を設置し、意思疎通が図れるよう支援します。また、視覚に障がいのある人に対し、点訳、音声訳による支援を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
手話通訳者・要約筆記者 派 遣 事 業	派遣延人数(年)	1,686	1,766	1,846
手話通訳者設置事業	人 分(年)	11	11	11

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人に、日常生活用具の給付を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具	件 (年)	59	59	59
自立生活支援用具	件 (年)	162	162	162
在宅療養等支援用具	件 (年)	194	194	194
情報・意思疎通支援用具	件 (年)	357	357	357
排泄管理支援用具	件 (年)	14,081	14,095	14,109
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件 (年)	21	21	21

⑧ 手話奉仕員等養成研修事業

聴覚障がいのある人の交流活動の推進を図り、意思疎通のための情報支援者として、聴覚障がいのある人や福祉に理解と熱意を有する者を養成します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
手話奉仕員養成研修	登 録 者 数	97	106	115

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、外出のための支援を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
移動支援事業	人 分 (年)	1,273	1,290	1,306
	延時間 (年)	116,813	118,332	119,870

⑩ 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がいのある人の地域生活の支援を促進します。

地域活動支援センターⅠ型

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
自 市 分	箇 所	2	2	2
	人 分 (年)	188	188	188
他 市 町 村 分	箇 所	1	1	1
	人 分 (年)	29	29	29

地域活動支援センターⅡ型

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
自 市 分	箇 所	2	2	2
	人 分 (年)	142	142	142
他 市 町 村 分	箇 所	—	—	—
	人 分 (年)	—	—	—

地域活動支援センターⅢ型

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
自 市 分	箇 所	25	25	25
	人 分 (年)	909	909	909
他 市 町 村 分	箇 所	1	1	1
	人 分 (年)	4	4	4

⑪ 発達障がい者支援センター運営事業

発達障がいのある人の支援拠点として、発達障がいのある人やその家族に対する支援を総合的に行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
発達障がい者 支援センター	箇 所	1	1	1
	人 分(年)	1,300	1,300	1,300

⑫ 障がい児等療育支援事業

重症心身障がい児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育に関する相談に応じるとともに、助言や指導を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
障がい児等 療育支援事業	箇 所	4	4	4

⑬ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成・派遣します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
手話通訳者 養成研修事業	登 録 者 数	51	56	61
要約筆記者 養成研修事業	登 録 者 数	27	30	33
盲ろう者向け通訳 ・介助員養成研修事業	登 録 者 数	65	68	71
盲ろう者向け通訳 ・介助員派遣事業	派遣延人数(年)	1,111	1,147	1,183

⑭ 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

精神障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
地域生活支援広域 調整会議等事業	回 (年)	2	2	2
地域移行・地域 生活支援事業	ピアサポート 従事者数	16	17	18

⑮ 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

発達障がい児者の支援について、各ライフステージにおける現状の把握や情報共有を行い、地域の実情に応じた支援体制の充実を図るため、関係者会議を開催します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
発達障がい者 支援地域協議会	回（年）	2	2	2

⑯ その他の支援事業

○日中一時支援事業

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を日中、施設で一時的に預かり介護します。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
日中一時支援事業	日 分（年）	31,961	35,476	39,379

○訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人に対し、訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
訪問入浴サービス事業	人 分（年）	45	44	43

○障がい者 IT サポートセンター運営事業

IT 機器に関する相談・訪問サポートを実施するとともに、階層型支援モデルの構築に向け特別支援学校・医療関係者向けの研修を実施するなど、サポート体制の整備と支援機器に関する情報提供を行います。

サービス種別	単 位	3年度	4年度	5年度
障がい者 IT サポート センター運営事業	箇 所	1	1	1

(10) 各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別		単 位	3年度	4年度	5年度		
指定障がい福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	時間分(月)	24,768	24,768	24,768	
			人 分(月)	1,032	1,032	1,032	
		重度訪問介護	時間分(月)	16,996	17,468	17,940	
			人 分(月)	36	37	38	
		同行援護	時間分(月)	3,841	3,841	3,841	
			人 分(月)	199	199	199	
		行動援護	時間分(月)	566	566	566	
			人 分(月)	48	48	48	
		重度障がい者等包括支援	時間分(月)	372	372	372	
			人 分(月)	1	1	1	
		日中活動系サービス	生活介護	人日分(月)	30,700	31,520	32,340
				人 分(月)	1,535	1,576	1,617
	自立訓練（機能訓練）		人日分(月)	196	196	196	
			人 分(月)	11	11	11	
	自立訓練（生活訓練）		人日分(月)	1,470	1,470	1,470	
			人 分(月)	82	82	82	
	就労移行支援		人日分(月)	6,468	7,348	8,360	
			人 分(月)	294	334	380	
	就労継続支援 A 型		人日分(月)	6,468	6,710	6,952	
			人 分(月)	294	305	316	
	就労継続支援 B 型		人日分(月)	44,352	44,528	44,616	
			人 分(月)	2,016	2,024	2,028	
	就労定着支援	人 分(月)	95	101	107		
	療養介護	人 分(月)	115	116	117		
短期入所 （福祉型・医療型）	人日分(月)	2,588	2,662	2,736			
	人 分(月)	454	467	480			
居住系サービス	自立生活援助	人 分(月)	3	3	3		
	共同生活援助 （グループホーム）	人 分(月)	579	610	641		
	施設入所支援	人 分(月)	623	623	635		

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別		単 位	3年度	4年度	5年度
相談支援	計画相談支援	人 分(年)	1,917	1,989	2,060
	地域移行支援	人 分(年)	1	1	1
	地域定着支援	人 分(年)	7	7	7
障がい児支援	児童発達支援	人日分(月)	4,888	5,208	5,528
		人 分(月)	611	651	691
	児童発達支援センター（福祉型）	箇 所	1	1	1
	医療型児童発達支援	人日分(月)	128	128	128
		人 分(月)	22	22	22
	児童発達支援センター（医療型）	箇 所	1	1	1
	放課後等デイサービス	人日分(月)	13,988	14,950	15,977
		人 分(月)	1,076	1,150	1,229
	保育所等訪問支援	人日分(月)	30	38	45
		人 分(月)	20	25	30
	居宅訪問型児童発達支援	人日分(月)	—	—	—
		人 分(月)	—	—	—
	障がい児入所施設（福祉型）	人 分(月)	26	26	26
	障がい児入所施設（医療型）	人 分(月)	11	11	11
	障がい児相談支援	人 分(月)	657	721	785
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	3	4	4
地域生活支援拠点等	箇 所	12	13	14	
	検証及び検討の実施回数（年）	10	10	10	

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別		単 位	3年度	4年度	5年度	
発達障がい者支援	発達障がい者支援地域協議会	回（年）	2	2	2	
	発達障がい者支援センター	箇 所	1	1	1	
		人 分(年)	1,300	1,300	1,300	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	保健、医療及び福祉関係者による協議の場	回（年）	2	2	2	
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加	人（年）	16	16	16	
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価	回（年）	2	2	2	
	精神障がい者の地域移行支援	人（年）	1	1	1	
	精神障がい者の地域定着支援	人（年）	4	4	4	
	精神障がい者の共同生活援助	人（年）	163	172	181	
	精神障がい者の自立生活援助	人（年）	2	2	2	
相談支援体制の充実・強化	総合的・専門的な支援		実施の有無	有	有	有
	地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言	件（年）	240	240	240
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件（年）	20	20	20
		地域の相談機関との連携強化の取組	回（年）	16	16	16
障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加	人（年）	15	15	15	

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別		単 位	3年度	4年度	5年度	
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	
	自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	
	相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇 所	4	4	4
			基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有
		基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
		住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	人 分(年)	120	138	156	
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	
	意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣延人数(年)	1,686	1,766	1,846
		手話通訳者設置事業	人 分(年)	11	11	11
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件 (年)	59	59	59
		自立生活支援用具	件 (年)	162	162	162
		在宅療養等支援用具	件 (年)	194	194	194
		情報・意思疎通支援用具	件 (年)	357	357	357
		排泄管理支援用具	件 (年)	14,081	14,095	14,109
居住生活動作補助用具(住宅改修費)		件 (年)	21	21	21	
手話奉仕員養成研修	登 録 者 数	97	106	115		

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別		単 位	3年度	4年度	5年度		
地域生活支援事業	移動支援事業		人 分(年)	1,273	1,290	1,306	
			延時間(年)	116,813	118,332	119,870	
	地域活動支援センター I型	自市分	箇 所	2	2	2	
			人 分(年)	188	188	188	
		他市町村分	箇 所	1	1	1	
			人 分(年)	29	29	29	
	地域活動支援センター II型	自市分	箇 所	2	2	2	
			人 分(年)	142	142	142	
		他市町村分	箇 所	—	—	—	
			人 分(年)	—	—	—	
	地域活動支援センター III型	自市分	箇 所	25	25	25	
			人 分(年)	909	909	909	
		他市町村分	箇 所	1	1	1	
			人 分(年)	4	4	4	
	発達障がい者支援センター		箇 所	1	1	1	
			人 分(年)	1,300	1,300	1,300	
	障がい児等療育支援事業		箇 所	4	4	4	
	成 研 修 ・ 派 遣 事 業	専 門 性 の 高 い 意 思 疎 を 行 う 者 の 養 護	手話通訳者養成研修事業	登 録 者 数	51	56	61
			要約筆記者養成研修事業	登 録 者 数	27	30	33
			盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登 録 者 数	65	68	71
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業			派遣延人数(年)	1,111	1,147	1,183	
整 等 事 業	支 援 者 精 神 障 が い の 地 域 生 活	地域生活支援広域調整会議等事業	回(年)	2	2	2	
		地域移行・地域生活支援事業	ビ°アサポート 従 事 者 数	16	17	18	
発達障がい者支援地域協議会		回(年)	2	2	2		
そ の 他 の 支 援 事 業		日中一時支援事業	日 分(年)	31,961	35,476	39,379	
		訪問入浴サービス事業	人 分(年)	45	44	43	
		障がい者ITサポートセンター運営事業	箇 所	1	1	1	

(11) 活動指標（サービス見込み量）の確保のための方策

- 障がい者地域自立支援協議会などを通じて、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障がい児通所支援等のサービスを行う意向を有する事業者の把握に努めます。
- 事業者等に広く情報提供を行うなどの方法により、障がいの種別なく事業者の参入を引き続き促進します。
- 国や県の補助事業などを積極的に活用して、サービス提供基盤の整備に努めます。

6 計画の達成状況の点検及び評価

各年度における障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標や活動指標（サービス見込み量）の達成状況については、障がい者施策審議会及び障がい者地域自立支援協議会において、分析・評価を行い、計画の具体化に向けた調整や協議を行います。